七十　陸上自衛隊木更津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県木更津市	千葉県木更津市	千葉県木更津市
吾妻地先	江川及び久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	吾妻、吾妻一丁目及び二丁目、岩根一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江川、木更津（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、潮浜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新宿、中央一丁目、中里一丁目及び二丁目、長須賀（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中の島並びに内港

備考	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	一　北緯三十五度二十四分五十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点 二　北緯三十五度二十四分五十五秒、東経百三十九度五十四分二十二秒の点 三　北緯三十五度二十四分四十五秒、東経百三十九度五十三分五十一秒の点 四　北緯三十五度二十四分三十五秒、東経百三十九度五十三分三十一秒の点 五　北緯三十五度二十三分五十五秒、東経百三十九度五十三分二十七秒の点 六　北緯三十五度二十二分五十六秒、東経百三十九度五十三分五十三秒の点 七　北緯三十五度二十二分四十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点

七十一　陸上自衛隊練馬駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
東京都練馬区	北町四丁目一番一号
東京都練馬区	北町四丁目

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
東京都板橋区
東京都練馬区

備考	赤塚一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、赤塚新町一丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜川三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、徳丸一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、西台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに若木一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	春日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、北町一丁目から八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田柄一丁目及び二丁目、早宮一丁目及び二丁目、錦一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、氷川台二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに平和台一丁目から四丁目まで

七十二　陸上自衛隊十条駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
東京都北区	東京都北区	東京都北区
十条台一丁目五番七十号	十条台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	王子一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、王子本町一丁目から三丁目まで、上十条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、岸町一丁目及び二丁目、十条仲原一丁目及び二丁目、十条台一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、滝野川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、豊島一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東十条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに堀船一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
		東京都板橋区
		板橋一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、稲荷台（次の図面に示す部分に限る。）並びに加賀一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）